

新福祉定期預金規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA
KAIHO 海邦銀行

新福祉定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います、

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金利率

B. 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 (約定利率－上乘利率) × 50%

注. ただし、Bは解約日の普通預金利率を最下限利率とする。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書換継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

4. (その他定期預金規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

5. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年3月22日現在)